

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 令和 8 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和 8 年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備について
- 日程第 8 議案第 5 号 遠軽町保育所条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町火葬場条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 遠軽町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 13 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 15 号 遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 14 号 遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議案第 21 号 令和 8 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 25 議案第 22 号 令和 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 8 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 8 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 0 一般質問
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 日程第 3 2 議案第 3 号 遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定について  
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、令和 7 年第 6 回定例会付託)
- 日程第 3 3 議案第 3 号 遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
(付託案件) (民生・経済常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 令和 8 年度遠軽町一般会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 5 議案第 2 2 号 令和 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 6 議案第 2 3 号 令和 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 7 議案第 2 4 号 令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 議案第 2 5 号 令和 8 年度遠軽町水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 9 議案第 2 6 号 令和 8 年度遠軽町下水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 0 議員派遣について

## 令和8年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月5日（木）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名について                                  |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について                                       |
| 日程第 3  |         | 令和8年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和8年度教育行政執行方針             |
| 日程第 4  | 議案第 1号  | 表彰について  |
| 日程第 5  | 議案第 2号  | 遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについて                        |
| 日程第 6  | 議案第 3号  | 遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について            |
| 日程第 7  | 議案第 4号  | 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備について                          |
| 日程第 8  | 議案第 5号  | 遠軽町保育所条例の一部改正について                               |
| 日程第 9  | 議案第 6号  | 遠軽町火葬場条例の一部改正について                               |
| 日程第 10 | 議案第 7号  | 遠軽町商工業振興条例の一部改正について                             |
| 日程第 11 | 議案第 8号  | 遠軽町企業振興促進条例の一部改正について                            |
| 日程第 12 | 議案第 9号  | 遠軽町火入れに関する条例の一部改正について                           |
| 日程第 13 | 議案第 10号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について                |
| 日程第 14 | 議案第 11号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 12号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 日程第 16 | 議案第 13号 | 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
| 日程第 17 | 議案第 15号 | 遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について        |
| 日程第 18 | 議案第 14号 | 遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について                   |

- 日程第 19 議案第 16 号 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 10 号）  
 日程第 20 議案第 19 号 令和 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 5 号）  
 日程第 21 議案第 20 号 令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）  
 日程第 22 議案第 17 号 令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
 日程第 23 議案第 18 号 令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）  
 日程第 24 議案第 21 号 令和 8 年度遠軽町一般会計予算  
 日程第 25 議案第 22 号 令和 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
 日程第 26 議案第 23 号 令和 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第 27 議案第 24 号 令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算  
 日程第 28 議案第 25 号 令和 8 年度遠軽町水道事業会計予算  
 日程第 29 議案第 26 号 令和 8 年度遠軽町下水道事業会計予算

◎出席議員（15名）

議 長	15 番	杉 本 信 一 君	14 番	佐 藤 昇 君
	1 番	秋 元 直 樹 君	2 番	戸 松 恵 子 君
	3 番	阿 部 君 枝 君	4 番	白 幡 隆 一 君
	5 番	遠 藤 明 美 君	6 番	佐 藤 和 徳 君
	7 番	渡 辺 清 夏 君	8 番	山 本 悟 君
	9 番	村 岡 敦 子 君	10 番	前 島 英 樹 君
	11 番	今 村 則 康 君	12 番	勢 志 優 華 君
	13 番	山 谷 敬 二 君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	高 橋 義 久 君	農業委員会会長	石 丸 博 雄 君

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	松 村 圭 悟 君	総務課周年事業担当課長	中 原 誉 君
総務課契約担当課長	田 村 明 彦 君	企 画 課 長	大 西 公 太 君
財 政 課 長	今 井 昌 幸 君	税務課長（兼）滞納対策室参事	生 駒 健 二 君
保 健 福 祉 課 長	渡 邊 亮 司 君	保 健 福 祉 課 参 事	大 柳 京 美 君

住民生活課長	太田貴幸君	子育て支援課長	二瓶雄介君
農政林務課長	石川正徳君	商工観光課長	水野徹君
建設課長	米谷克美君	水道課長	小野寺悟君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	大川寿雄君	丸瀬布総合支所参事	倉内健一君
白滝総合支所長	長原裕一君	白滝総合支所参事	吉岡秀利君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	堂前政好君	社会教育課長	中南秀隆君
選挙管理委員会事務局長	松村圭悟君	監査委員事務局長	成中克也君
農業委員会事務局長	石川正徳君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井誠志君	事務局参事	成中克也君
事務局主任	堂前あすか君		

---

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和8年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、高橋代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和7年度例月出納検査の結果、議長の執務及び議員派遣結果、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の日程は、第30までとなっております。また、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、遠藤議員、山谷議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

前島議会運営委員長。

○議会運営委員長（前島英樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和8年第2回遠軽町議会（定例会）の会期につきましては、2月27日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月1

3日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月7日、8日の2日間は、休日のため休会とし、3月9日から12日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月11日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの9日間に行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの9日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 令和8年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に令和8年度教育行政執行方針

○議長（杉本信一君） 日程第3 令和8年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和8年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和8年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和7年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、1月24日、25日の両日、えんがるロックバレースキー場において、「ペンギンカップえんがるGS競技会」が開催されました。

本町では、令和元年以来7年ぶりとなるFIS公認大会であり、道内外から80人を超えるトップアスリートが集結し、標高差260メートルのコースで熱戦が繰り広げられました。大会運営に当たっては、陸上自衛隊遠軽駐屯地の隊員のほか遠軽高校野球部員など地元関係者も関わり、町がワンチームとなった支援体制が構築されました。

また、2月22日には、本町及び湧別町において、「湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会」が開催されました。全国各地から集まった選手たちは白銀の大雪原を駆け抜け、躍動感あふれる走りを見せてくれました。今年も降雪不足の影響によりコースが短縮されましたが、地権者の皆様をはじめ多くの関係団体や住民ボランティアの皆様の御協力を得て、無事に大会を終了することができました。

今後も、スポーツイベントを通じ、地域の活性化とスポーツの振興に努めてまいります。

《令和8年3月5日》

す。

次に、令和8年度予算をはじめ関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

4町村の合併から20年が過ぎ、危機的な財政状況は脱したものの、真に足腰の強い町を築くための挑戦は、今まさに道半ばであります。合併市町村への優遇策であった地方交付税の合併算定替については、その終了後に交付税額縮減の影響が危惧されたことから、合併市町村の実態を踏まえた交付税算定について、遠軽町が提案し、私が会長を務める北海道合併市町連携会議による要望活動を通じて大きな財源の確保が図られました。

しかしながら、人口減少と少子高齢化が進行し、物価高や円安の影響が長期化している中、エネルギー価格や原材料費の上昇は企業活動を圧迫しており、町においても支出増加が課題となっています。

こうした社会的・経済的な課題が複合的に絡み合う中、地域経済の厳しい状況が続くことを見据え、持続可能な発展への道を模索する必要があります。

このような状況下で、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、何よりも確固たる財政基盤の構築が重要であり、合併前の財政危機に二度と戻ることのないよう、事務効率化や施設の統廃合など、行財政改革を強力に推進する必要があります。

そのため、令和8年度においても、危機意識を高く持ちながら健全な財政運営を堅持するとともに、地場産業の振興、医療・福祉・教育の充実、人口減少の抑制、社会資本整備の推進といった幅広い施策を力強く展開してまいります。

次に、令和8年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然が調和したまちづくり」については、先人から受け継いだ自然を次世代へと継承し、自然と共存した持続可能なまちづくりを推進してまいります。

森林については、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止などの多面的機能を有していることから、大切な自然環境を守りつつ、木材利用を進め、持続可能な森林整備を行ってまいります。

河川整備については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える空間としつつ、災害に強い河川づくりを行ってまいります。

なお、道河川の整備については、生田原川において、国道242号荒瀬橋上流の河道整備、また、支湧別川において砂防工事が予定されています。

町道整備については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、道路改良舗装工事を実施してまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される旭川・紋別自動車道及び命の道路ともいえる遠軽北見道路の整備については、引き続き関係機関に要請を

行ってまいります。

道道の整備については、遠軽停車場線無電柱化工事及び遠軽雄武線道路拡幅工事が予定されています。

J R石北本線については、北海道全体の路線という認識の下、関係団体と連携して存続活動に取り組んでまいります。

二つ目の「キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり」については、住宅環境や生活環境のきれいさを維持し、また、消防・救急体制の充実や災害、犯罪への備えを確立し、住み心地のよさを充実させてまいります。

住宅環境の向上については、「住生活基本計画」及び「町営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅の建設工事や長寿命化改修工事、これに即した公営住宅解体工事の実施など、地域の実情に応じた適切な管理を行ってまいります。

また、年々増加する空家等については、「空家等対策計画」に基づき、空家等の発生の抑制と適正管理を推進するとともに、周辺環境に多大な悪影響を及ぼす管理不全空家や特定空家等への対策に取り組んでまいります。

上下水道の充実については、配水管の更新を行い、安全で安心な水道水の供給に努めるとともに、生活環境の改善や雨水浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び下水処理場の整備を進めてまいります。

防災体制の充実については、東町地区を水害から守る中央幹線排水路の放水路や清川浄水場の滞水池「えんため〜る」を整備するなど、各種対策を進めてきましたが、近年、予測困難な局所的自然災害が全国で発生しています。

このため、道内でも高い評価を得ている遠軽町災害対策本部図上訓練を継続実施し、関係機関と連携した災害対処能力の向上、防災機能強化を図ってまいります。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めるとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、えんがるリサイクルセンターの運営及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つ目の「創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり」については、近年の労働力の減少や経済規模の縮小など厳しい状況の中で、地域経済活性化と雇用創出を図り、後世につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、国、道の支援策を積極的に活用しながら、経営の継続を支援し、農業・農村環境の維持を図ってまいります。また、「遠軽産和種ハッカ」が縁となり株式会社ロッテと締結した「ミント研究推進に関する連携協定」に基づき、農業や観光の活性化につなげてまいります。

農業担い手対策については、これまで、新規就農により7件11名が定住され、農村地域の維持、活性化が図られております。この4月にも1件2名が新規就農を予定しているところであり、引き続き、新規就農者や後継者の確保に積極的に取り組むとともに

に、都市部大学生の農業実習受入れによる交流人口の拡大と、農作業繁忙期における人員不足解消に取り組んでまいります。

畜産関係では、家畜防疫対策や酪農ヘルパー利用推進事業を推進していくほか、計画的な飼料確保を目的に畜産担い手育成総合整備事業に取り組んでまいります。

農業農村整備対策については、持続的な農作物の生産及び農業経営の安定を図るため、道営畑地帯総合整備事業を活用し白滝地域における土地改良事業に取り組んでまいります。また、多面的機能交付金を活用し、農村環境の持続的な維持につなげてまいります。

鳥獣被害防止対策については、「遠軽町鳥獣被害防止計画」に基づき、猟友会の協力を得ながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除、捕獲を引き続き推進してまいります。また、全国的に人の日常生活圏域への熊の出没が多発したことから、改正鳥獣保護管理法による緊急銃猟制度が新たに創設されたため、ヒグマ出没時の地域住民の安全確保が図られるよう、緊急銃猟の実施に向けた銃猟者の育成、実施体制の強化に取り組んでまいります。

林業の振興については、木材利用の促進や未利用材の有効活用に資するため、森林環境譲与税を活用した機械導入支援などを進めていくとともに、関係団体と連携しながら、森林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、物価高騰により厳しい経済状況が続く中、地域経済の持続及び活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」をはじめとする観光施設の充実を図るとともに、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」などの地域の魅力と資源を生かし、「日本最古の国宝のまち 遠軽町」としての観光地づくりと地域ブランド化を推進してまいります。

四つ目の「誰もが安心して未来へつながるまちづくり」については、健康づくりや身近な医療・福祉サービスの確保、地域のつながりや支援体制の強化を図り、生き生きと健やかに暮らせるまちを目指してまいります。

保健対策の充実については、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し、健康増進、保健予防の普及に取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、近隣町村で唯一の産婦人科をはじめ、医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

子育て環境については、これまで、こころ、遠軽幼稚園、ひばり幼稚園の認定こども園への園舎整備支援や、キッズメトロの整備を通じて子育て環境の充実を図ってまいりました。引き続き、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遠軽町子ども・子育て会議におけるさまざまな議論を踏まえ、次世代育成への取組を推進してまいります。

高齢者福祉については、これまで養護老人ホーム緑の園のほか、特別養護老人ホームのグリーンプラザ、花の苑、丸瀬布ヒルトップハイツなど、町内の老人福祉施設の建設支援を通じて高齢者福祉の充実を図ってまいりました。これからも、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

障がい者・児福祉の充実については、障がいの有無に関わらず希望する地域での生活を続けられるよう関係団体と連携し、体制の整備を進めてまいります。

五つ目の「文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり」については、町民一人ひとりが心身ともに豊かな生活を送れるよう、学習・文化・スポーツ活動を支える環境の整備に努めてまいります。

学校教育の充実においては、学校、家庭、地域が連携を図りながら、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安全で安心して学習できる環境の整備に取り組んでまいります。

また、少子化が進む中、生まれてから高校生までを子育て対策として捉え、遠軽高等学校の5学級維持に対して支援を行っているところであり、町ではこれまで、学習や部活動支援、通学者への助成、下宿整備などの取組を行ってきた結果、通学区域外からの生徒は130人を超え、同校の魅力化が進むとともに、地域の人口増加施策として全国でも有数のものとなっております。今後も同校への支援を継続し、地域の教育水準を維持してまいります。

社会教育の充実に関しては、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信に取り組むとともに、指導者や各団体への支援を行い、全国の優良ホール100選にも選ばれた遠軽町芸術文化交流プラザ（メトロプラザ）を拠点として、芸術・文化活動の促進や、発表の機会、交流の場の充実を図り、中心街のにぎわいの創出に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実に向けては、関係団体と連携し、各種大会やスポーツ教室を開催することで参加の機会を拡充するとともに、合宿の受入れを推進することで交流人口の拡大を目指してまいります。

六つ目の「みんなで拓く未来のまちづくり」については、将来を見据えたまちづくりのため、情報共有と対話を充実させ、協働のまちづくりを目指してまいります。

行政改革については、常に変革する社会経済情勢や地域の課題、町民ニーズ等に柔軟に対応することのできる持続可能な自治体運営の確立を目指し、行政サービスの向上や事務事業の効率化などを進めるとともに、合併前の厳しい財政状況に決して逆戻りすることのないよう、公共施設の統廃合等に取り組んでまいります。

また、役場の閉庁時間でも全国のコンビニエンスストアで住民票などを取得することができるコンビニ交付サービスや、役場本所と支所間をつなぐリモート窓口システムを導入し、DX化による行政サービスの向上を図ってまいります。

あわせて、労務管理の適正化を図るため勤怠管理システムを導入し、職員の労働時間の状況を適切に把握するなど、DX化による事務処理の効率化を進めてまいります。

国の防衛、災害派遣など重要な任務を持つ陸上自衛隊遠軽駐屯地については、国家の防衛のみならず、医療、福祉、教育などにおいても本町のまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、関係団体と連携を図り、あらゆる機会を通じて存置及び部隊増強に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和8年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和8年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費及び公債費の増により、前年比2.9%増、投資的経費は、新庁舎建設工事による普通建設事業費の減により、前年比55.0%減、その他の経費は、ふるさと納税寄附額の増などにより前年比9.2%の増となり、総額では前年比18.1%減の193億4,800万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計19億7,002万2,000円、後期高齢者医療特別会計4億7,342万9,000円、介護保険特別会計22億3,863万9,000円の3会計で46億8,209万円とし、企業会計については、水道事業会計12億1,359万1,000円、下水道事業会計22億4,616万2,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和8年度予算は、前年比11.7%減の274億8,984万3,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和8年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ、収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税において、年収の壁への対応に伴う非課税枠の拡大などにより、前年比3.1%減と見込んだところです。

また、固定資産税では、償却資産の過去の動向を踏まえ、前年比1.0%減としております。

これによりまして、町税総額は前年比1.6%減の20億8,786万4,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要因を勘案し、計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各種補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、町史編さん、新庁舎整備、遠軽高等学校通学者等助成や学生寮運

営、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、地域公共交通確保対策事業、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、住民活動支援事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したほか、物価高騰対策として、ママ・スマイル事業及び上下水道基本料金減免に要する経費を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会等への補助、介護人材の育成や外国人介護職員人材確保に係る助成、各種福祉団体の活動支援、高齢者、障がい者・児の支援、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援、医科診療所及び歯科診療所の運営並びに丸瀬布歯科診療所建設に要する経費、一般廃棄物最終処分場整備及びし尿処理施設整備に係る負担金等を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費については、農業関係団体の活動支援、新規就農者や後継者確保等の農業担い手対策、安定した飼料確保を図るための畜産担い手育成総合整備事業、農地が持つ多面性を発揮するために要する費用、公共牧場や農業関連施設の維持管理に要する費用などを計上したほか、エゾシカ、ヒグマなどによる農業被害や人的被害を防止するための鳥獣被害防止対策、林業の担い手育成・確保、計画的な民有林整備に要する費用などを計上したところです。

商工費については、商工関係団体の運営支援、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、消費者被害防止、観光協会の運営支援、地域の観光イベントに対する補助経費などを計上したほか、生田原コミュニティセンター大規模改修工事及び備品購入、丸瀬布活性化施設改修工事、ロックバレースキー場ペアリフト握索機更新工事に要する経費などを計上したところです。

土木費については、丸瀬布地域の橋梁点検業務委託、旭川・紋別自動車道に架かる天狗平牧野線天狗平跨道橋長寿命化工事、水谷環状線の道路改良舗装工事、南ヶ丘3条通の道路改良舗装工事、市街地36号線通の歩道整備工事などに要する経費を計上したほか、持続的なまちづくりに向けて「都市計画マスタープラン」の見直し及び「立地適正化計画」の策定に要する経費を計上したところです。

また、共進団地公営住宅建設工事、北区団地公営住宅解体工事などに要する経費を計上したほか、現在実行中の「住生活基本計画」及び「町営住宅長寿命化計画」並びに「耐震改修促進計画」の見直しに要する経費を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動や遠軽地区広域組合の新庁舎整備に要する経費、防災対策事業として、災害時用備蓄品、災害対策本部図上訓練に要する経費などを計上したところです。

教育費については、学習環境の整備、学校教育における諸活動、スクールバスの購入、遠軽高等学校の学級数維持・生徒確保を支援するための経費、遠軽小学校大規模改修工事、丸瀬布中学校設備改修工事、白滝小学校大規模改修工事实施設計業務委託などに要する経費を計上したほか、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」を収蔵する埋蔵文化財センター管理運営、丸瀬布昆虫生態館の照明設備改修、2か年計画の1年目となるえんがる球場大規模改修工事、丸瀬布及び白滝水泳プールの解体工事に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、国民健康保険制度改革による令和12年度全道統一保険料に向けた段階的な税率改正を行うとともに、引き続き、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導などを積極的に行い、生活習慣病予防などに努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金などを計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないように、国民健康保険税の収納向上に努めてまいります。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業費納付金及び特定健康診査等に係る経費などを計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,175人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金などを計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第9期介護保険事業計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を6,713人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金などを計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費などを計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

令和8年度の業務量は、給水戸数を8,768戸と予定し、収益的収入では、水道料金など6億4,538万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として6億7,537万3,000円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金など3億5,601万2,000円、資本的支出では、国道242号（豊里）水道管布設替工事、南ヶ丘3条水道管布設替工事などの管渠工事、清川浄水場中央監視装置更新工事などの浄水施設整備工事及び企業債償還金などとして、5億3,821万8,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

令和8年度の業務量は、排水戸数を6,983戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料など10億2,487万円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、10億1,713万1,000円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金など9億8,359万8,000円、資本的支出では、国道242号（豊里）公共下水道工事、太田団地3条通ほか公共下水道工事などの管渠工事、遠軽下水処理センター電気設備更新工事、遠軽下水処理センターし尿受入施設建設工事などの下水処理施設整備工事及び企業債償還金などとして、12億2,903万1,000円を計上したところです。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、令和8年第1回遠軽町議会（臨時会）において、上水道事業の経営安定化を図るため、一般会計から上水道事業への繰出金9,000万円の補正予算を議決いただいたところですが、令和8年度につきましては、3か月間、上下水道基本料金を減免するものとし、一般会計から上水道事業及び下水道事業への繰出金として総額8,280万4,000円を計上したところです。これにより、住民生活に直接影響のある上下水道料金の負担軽減を図り、物価高騰対策を強力に推し進めるものです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、本計画を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を定めるものです。

議案第4号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備については、町税等に係る督促手数料を廃止するため、条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町保育所条例の一部改正については、乳児等通園支援事業を実施するため、条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町火葬場条例の一部改正については、白滝聖苑を廃止するため、条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正については、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期間を延長するため、条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町企業振興促進条例の一部改正については、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町火入れに関する条例の一部改正については、林野火災の予防を目的

とした注意報並びに警報の規定を整備するため、条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、制限措置の対象となる行政サービス等を削除するため、条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴う関係条文を整理するため、条例を定めるものです。

議案第12号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正及び議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴う関係条文を整理するほか、所要の規定を整理するため、条例を定めるものです。

議案第14号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正については、遠軽町農業委員会の委員の定数を変更するため、条例を定めるものです。

議案第15号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴う関係条文を整理するほか所要の規定を整理するため、条例を定めるものです。

次に、議案第16号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方交付税、国庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債について、事務事業の確定などにより精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれ目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、認定こども園へ支給する施設型給付費負担金、企業振興促進補助金、公営住宅長寿命化改修工事、繰上償還に係る公債費償還元金などを計上するとともに、ごみ処理場管理事業、道路橋梁維持事業、道路新設改良事業、消防事業、小学校建設事業などの減額については、執行精査などにより補正するものです。

また、債務負担行為として、新庁舎建設に伴い北海道総合行政情報ネットワークシステム移設工事の期間及び限度額を設定するものです。

議案第17号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、保険給付費等交付金普通交付金等の額の確定に伴う返還金の追加です。

議案第18号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、介護サービス等給付費、介護予防サービス等事業費及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第19号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）及び議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）については、事務事業の執行精査などにより、補正するものです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます、令和8年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

令和8年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、令和8年度に実施します主な施策について学校教育から申し上げます。

急激に変化する時代の中で、「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」の下、学び合う子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を認め合い、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。

本町におきましては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図るとともに、連携を幼・保、高校へと広げながら、学校・家庭・地域社会の教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、学校教育の推進に努めているところです。

教育委員会としましては、引き続き、その連携を基にして、「知育・徳育・体育」のバランスの取れた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く知識、技能の習得に努めてまいります。

第2には、習得した知識、技能を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見、解決能力等の育成により、思考力、判断力、表現力等を育ててまいります。

第3には、学校・家庭・地域社会の三者が連携を図り、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、学びの質を高め、学びに向かう力、人間性等を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の豊かな心を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、豊かな人間性を培ってまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の健やかな体を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

次に、学校教育の重点事項について申し上げます。

一つ目に、学校教育の推進につきましては、子どもたちの生きる力と郷土を愛する心を育むため、「知育・徳育・体育」の育成に努めるとともに、学校・家庭・地域との連携を図りながら、体験教育の充実や地域の特色ある教育活動を推進してまいります。

二つ目に、学習環境の整備につきましては、全ての子どもたちが安心して学び、成長ができるよう、学習支援の充実を図るとともに安全で快適な学習環境を提供するため、学校施設の整備に努めてまいります。

また、白滝中学校につきましては、昭和22年の開校以来、地域と共に歴史を刻んでまいりましたが、令和8年度末をもって閉校し、令和9年度から丸瀬布中学校に統合することになりましたので、円滑な統廃合に取り組んでまいります。

これまでお力添えいただきました地域の方々、関係者の皆様方に対しまして、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

三つ目に、高等学校への支援につきましては、町内唯一の高等学校である北海道遠軽高等学校に対し、町長部局と連携しながら魅力ある学校づくりを支援してまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。小・中学校の教育振興では、特別支援教育支援員及び英語指導助手の配置、教育相談・不登校対策の体制整備、スクールバスの購入を実施してまいります。

I C T教育では、G I G Aスクール構想に基づく1人1台端末を効果的に活用し、個別最適な学びの推進と、I C Tを活用した教育の実践を図ってまいります。

就学援助では、要保護・準要保護児童生徒の保護者に対して援助するとともに、新入学学用品費を入学前に支給してまいります。

小・中学校の施設整備では、2か年計画の2年目となる遠軽小学校大規模改修工事、丸瀬布中学校設備改修工事、白滝小学校大規模改修工事实施設設計業務委託など学校施設の環境整備を実施してまいります。

教職員住宅の環境整備では、西町教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援では、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援、また、学級数維持・生徒確保を支援するための補助を実施してまいります。

学校給食では、老朽化した施設の修繕など、安全・安心な給食を提供するための環境整備を実施するほか、小学生の学校給食費無償化に伴い、国が示す基準額を上回る保護者負担分及び中学生の学校給食費の物価高騰分に臨時交付金を充当し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

人口減少に伴う少子化や高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、人生100年時代を一人ひとりが豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるため、多様で複雑化する課題の解決に向けた取組が求められています。

本町におきましては、令和4年度から令和8年度における第4次遠軽町社会教育中期計画に基づき、町民主体による学習活動、文化・スポーツなどを通じて生きがいを創造し、豊かな「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を目指すことを社会教育目標達成の新たな視点としており、社会教育の重点事項として取り組んでまいります。

一つ目の「人づくり」につきましては、自主的な学びを通じて、目的や意識を持って学ぶ人づくりのための環境整備が必要であり、学びや活動を通して自ら考え、よりよい地域づくりのために貢献できる人づくりに取り組んでまいります。

二つ目の「つながりづくり」につきましては、地域住民がつながり合うこと、互いを刺激し合うことがお互いの成長につながります。人と人、地域と地域が学びの中からつながり合うことで、将来の地域を担うための人材づくりに取り組んでまいります。

三つ目の「地域づくり」につきましては、地域づくりは一体感が大切です。このため、地域住民一人ひとりが自分のこととして「わがマチ」のことを考え、地域を知り、学び、生かすためにも、今ある地域資源の活用に取り組んでまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

青少年教育では、未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携の下、地域の特性を生かした各種体験事業を引き続き推進してまいります。

家庭教育では、家庭での学びは全ての教育の出発点であることを踏まえ、家庭の教育力向上を推進するため、優れた芸術や文化に触れる機会の提供や、保護者に対する学習機会並びにオンラインを活用した子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

成人・高齢者教育では、成人教育やシニア教育の活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を実施してまいります。

芸術・文化活動の振興では、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点とし、指定管理者である遠軽商工会議所との連携を図り、日常的な芸術・文化活動や発表の機会、交流の場の充実に努めるとともに、文化の伝承と次代を担う人材の育成など、文化団体が連携し、活動の活性化を図るための支援を実施してまいります。

学校休日部活動の地域移行では、文化庁及びスポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置づけられ、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組むために、本町においては、令和5年12月、遠軽町部活動地域移行検討協議会を設置し、町内中学校における部活動の環境構築、地域における子どもたちの活動の機会確保及び教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に対して、検討を行っているところです。

令和7年12月には、文化庁及びスポーツ庁が「部活動改革及び地域クラブ活動の推

進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から10年度までを改革実行期間の前期、令和11年度から13年度までを改革実行期間の後期と位置づけ、改革実行期間内に、原則、全ての休日学校部活動について地域展開の実現を目指すことが示されました。

将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保、充実させ、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備し、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するため、今後も継続的に取り組んでまいります。

文化財では、令和5年6月27日に日本最古の国宝に指定された北海道白滝遺跡群出土品を主とする貴重な資料の保管、展示を行う遠軽町埋蔵文化財センターのさらなる活用と、火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介、展示する遠軽町白滝ジオパーク交流センターとの連携を図り、文化財の保護と普及に努めてまいります。

社会教育施設の整備では、建設後30年以上経過するものも多くあるため、遠軽町公共施設見直し方針に基づき、施設の統廃合も含め、計画的な整備に取り組んでまいります。

なお、社会教育施設の整備としましては、省エネ及び蛍光灯などの製造中止に備え、丸瀬布昆虫生態館照明設備改修工事を行ってまいります。

4図書館・室では、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集、保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

スポーツの振興では、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携、協力の下開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設では、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日、開館時間の見直しや、町民ニーズに応えた自主事業の取組などを展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後もさらなる利用者サービスの向上に努めてまいります。

また、社会体育施設の整備としましては、令和8年度と令和9年度の2か年計画とする、えんがる球場大規模改修工事をはじめ、生田原スポーツセンター冬季閉館に対応するため、生田原小学校体育館間仕切り設置工事、用途廃止となった丸瀬布及び白滝水泳プールの解体工事を行ってまいります。

以上、遠軽町教育行政の推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会としましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏ま

えつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、本町の教育の目指す姿であります「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」の具現化に向け、引き続き、学校・家庭・地域の皆様と連携を図りながら、活力ある持続可能な教育行政の推進に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和8年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（杉本信一君） 11時10分まで暫時休憩とします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

---

#### ◎日程第4 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1、社会功労といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する御寄附を頂きました、TSKコンサルティング株式会社様、株式会社北洋銀行様であります。

なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

以上2件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） 議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについて御説明いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、遠軽町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり過疎対策のための特別措置法が制定され、令和3年4月には過疎地域の人口減少に歯止めがかからず地域の活力低下が続くなど、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたところです。

遠軽町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定による北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、同法第8条第1項の規定により、当該市町村の議会の議決を経て定めることができるものであり、さらに、同法第8条第7項の規定により、あらかじめ都道府県に協議しなければならないこととなっております。

なお、北海道との協議につきましては、令和8年2月13日付にて整っておりますことを御報告申し上げます。

別紙の遠軽町過疎地域持続的発展計画、表紙の裏の目次をお開き願います。

目次に記載しております1から12までの項目につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項により市町村計画に定める事項として規定されているものであります。

各事項について、現況と問題点等を分析、検討し、その対策や計画、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

1ページから16ページまでは、1の基本的な事項として、遠軽町の概況、人口及び産業の推移と動向、遠軽町の行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間及び公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

次に、17ページ以降につきましては、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成から、12の再生可能エネルギーの利用の推進の54ページまで、それぞれ現況と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

55ページから61ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業分を、施策区分別に

記載しております。

また、この計画書に記載されている事業計画につきましては、別冊の赤番4に参考資料としてまとめておりますので御覧ください。

持続的発展施策区分ごとに事業名、事業内容、事業主体、概算事業費として令和8年度から12年度までの年度ごとの事業費を記載しております。

なお、掲載されている事業につきましては、全て必ず実施するというものではございません。事業の必要性や緊急性なども踏まえまして、実施年度の変更や先送り、新たな事業の追加などの計画の変更も今後考えられるところであります。

また、事業を実施する場合でも、過疎債の枠というものもございますし、これら全てを過疎債で実施するわけではなく、他の地方債や町単費で実施する場合がありますので、あらかじめ御理解をお願いいたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第3号遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 議案第3号遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を定めるものです。

次のページを御覧ください。

遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

この条例は全33条の構成となっており、第1条は、本条例の趣旨として、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し、必要な事項を定

める旨の規定。

第2条は、事業者の一般原則として四つの項目を規定。

第3条は、利用定員に関する基準として、1時間当たりの定員及び1か月当たりの定員を定める旨の規定。

次のページ、第4条は、利用の申込みがあった場合は、利用に当たり利用する子ども及びその保護者と面談しなければならない旨及び面談に当たっての必要事項の規定。

第5条は、事業者は利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない旨の規定。

第6条は、事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について、遠軽町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない旨の規定。

第7条は、事業者は利用に際し、乳児等支援支給認定証に記載された事項を確認する旨の規定。

第8条は、事業者は、乳児等通園支援事業を利用していない保護者から利用の申込みがあった場合は、乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない旨の規定。

第9条は、事業者は特定乳児等通園支援の提供に当たり利用している子ども及び保護者の心身の状況等の把握に努めなければならない旨の規定。

次のページ、第10条は、事業者は、特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない旨の規定。

第11条は、事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供内容を記録しなければならない旨の規定。

第12条は、事業者が支払いを受けるものに係る規定について、五つの項目を規定。

次のページ、第13条は、事業者が受けた乳児等支援給付費に係る通知に関する規定。

第14条は、事業者は、保育所保育指針に基づき特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない旨の規定。

第15条は、事業者は、自ら外部の者による評価を受け、常にその改善を図るよう努めなければならない旨の規定。

第16条は、事業者は利用している子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない旨の規定。

第17条は、事業所の職員の緊急時等の対応についての規定。

第18条は、事業者は利用者の不正行為があった場合に遠軽町に通知しなければならない旨の規定。

次のページ、第19条は、事業者は、運営規程として11の項目を定めておかなければならない旨の規定。

第20条は、事業者は、適切な支援を提供できるよう、職員の勤務体制及び研修の機

会の確保を、三つの項目で規定。

第21条は、事業者は、利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない旨の規定。

第22条は、事業者は、運営規程の概要等を掲示するとともに、ホームページなどで公衆の閲覧に供しなければならない旨の規定。

次のページ、第23条は、事業所においては、利用する子どもの国籍、信条、社会的身分または第12条の規定による支払いの状況によって差別的取扱いをしてはならない旨の規定。

第24条は、事業所の職員は、利用する子どもに対し虐待等の行為をしてはならない旨の規定。

第25条は、事業所の職員及び管理者の秘密の保持について3項目を規定。

第26条は、事業者は、利用しようとする子どもの保護者に支援の内容に関する情報提供を行うよう努めること、報告を行う場合は、虚偽、誇大なものにしてはならない旨の規定。

第27条は、事業者は、当該事業者を紹介してもらう対償として金品等の利益を供与してはならない、また、紹介した対償として金品等の利益を收受してはならない旨の規定。

次のページ、第28条は、事業者は、利用者からの苦情に対する措置として、五つの項目を規定。

第29条は、事業者の運営に当たっての地域との連携を規定。

第30条は、事業者の事故発生時の対応について、四つの項目を規定。

次のページ、第31条は、事業者の会計についての規定。

第32条は、事業者の整備すべき記録についての規定。

第33条は、事業者は、この条例で書面等において行うことが規定されているものについて、書面に代わり電磁的記録により行うことができることに関して、六つの項目を規定。

10ページ目になりますが、最後に附則として、令和8年4月1日から施行する旨を定めております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号遠軽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、なお審査の必要があると思われまますので、民生・経済常任委員会に付託し、

会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、民生・経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長(杉本信一君) 日程第7 議案第4号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長(今井昌幸君) 議案第4号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本案は、町税等に係る督促手数料を廃止するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例であります。この条例は、全8条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料をご覧願います。

第1条関係は、遠軽町税条例であり、第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改め、第21条を削除とするものです。

第2条関係は、遠軽町介護保険条例であり、第6条を削除とするものです。

第3条関係は、遠軽町土地改良事業分担金等徴収条例であり、第7条の見出し「督促及び手数料」を「督促」に改め、同条第2項及び第3項を削るものです。

次のページを御覧ください。

第4条関係は、遠軽町道路占用料徴収条例であり、第8条の見出し「督促及び手数料」を「督促」に改め、同条第2項及び第3項を削るものです。

第5条関係は、遠軽町町営住宅管理条例であり、第19条第2項中「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に改めるものです。

第6条関係は、遠軽町水道事業給水条例であり、第34条を削除とし、第35条中「督促手数料」を削るものです。

次のページを御覧ください。

第7条関係は、遠軽町後期高齢者医療に関する条例であり、第5条を削除することにより、第6条から第10条までをそれぞれ1条ずつ繰り上げるものです。

第8条関係は、遠軽町の歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例であ

り、第1条中「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に改め、第4条を削除することにより、第5条から次のページの第9条までを1条ずつ繰り上げるとともに、第7条中「督促手数料及び」を削るものです。

新旧対照表の前の別紙2ページに戻っていただきまして、附則、第1項として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第5号遠軽町保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 議案第5号遠軽町保育所条例の一部改正について説明いたします。

本案は、遠軽町保育所において、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施するため、本条例を定めるものです。

次のページを御覧ください。

遠軽町保育所条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お聞きください。

第9条の次に、「乳児等通園支援事業、第10条、町長は保育所において、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施することができる。乳児等通園支援事業に係る利用料、第11条、児童に乳児等通園支援事業を利用させた保護者は、次の表に定める利用料を納入しなければならない。1時間あたり、300円。第2項、次の表の左欄に掲げる場合においては、前項に定める利用料から、同表右欄に掲げ

る金額を減額するものとする。(1) 支援を受けた日において生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である場合、1時間あたり300円。(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満である場合、1時間あたり200円。(3) 要支援家庭(関係機関が連携して支援を行う必要があると遠軽町が認めた家庭)である場合、1時間あたり200円。第3項、前2項に規定する利用料は、利用のあった翌月の25日までに納入しなければならない。」を加え、第10条を第12条に改めるものです。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第6号

○議長(杉本信一君) 日程第9 議案第6号遠軽町火葬場条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

長原白滝総合支所長。

○白滝総合支所長(長原裕一君) 議案第6号遠軽町火葬場条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、施設の老朽化及び利用者数の減少により白滝聖苑を廃止するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町火葬場条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

上段にあります遠軽町火葬場条例第2条は、名称及び位置の規定であります。表から白滝聖苑の項を削るものであります。

《令和8年3月5日》

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、下段にあります遠軽町朧衣及び産わい物収集処理条例第3条第1号中「又は白滝聖苑」を削るものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町火葬場条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） 議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町商工業振興条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

条例第3条第1号中に規定されている適用期間につきましては、現行で令和8年3月31日までとなっており、本年度末をもって失効となることから、これを令和12年3月31日までの4年間延長するものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを採決いたします。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第8号

○議長(杉本信一君) 日程第11 議案第8号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

水野商工観光課長。

○商工観光課長(水野 徹君) 議案第8号遠軽町企業振興促進条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、町内企業の新設、移転及び増設に伴う設備投資に対する助成の適用期間を延長するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

条例第3条第1項第2号中に規定されている適用期間につきましては、現行で令和8年3月31日までとなっており、本年度末をもって失効となることから、これを令和12年3月31日までの4年間延長するものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町企業振興促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第9号遠軽町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

石川農政林務課長。

○農政林務課長（石川正徳君） 議案第9号遠軽町火入れに関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、林野火災の予防を目的とした注意報並びに警報の規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町火入れに関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料をご覧願います。

遠軽町火入れに関する条例（抜粋）新旧対照表であります。

第14条は、火入れの中止を規定したものでありまして、林野火災注意報等が発令された場合の対応と文言の整理を図るものであります。

第14条第1項は、火入れは、許可期間中の注意報等の発令の対応でありまして、第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改めるものです。

同条第2項は、火入れ中の注意報等発令時の対応でありまして、第2項中「とき又は強風注意報、乾燥注意報」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に改め、「ときには」を「場合には」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町火入れに関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

生駒滞納対策室参事。

○滞納対策室参事（生駒健二君） 議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおりに定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

本条例は、制限措置の対象となる行政サービス等を削除するために定めるものです。

次のページ、別紙を御覧ください。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明しますので、次のページ、新旧対照表をご覧ください。

別表第2、補助金の項中「関係人口創出活動支援事業補助に関すること。」を削るものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとしています。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第11号から日程第17 議案第15号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第11号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第15 議案第12号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第16 議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第17 議案第15号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上4件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

二瓶子育て支援課長。

**○子育て支援課長（二瓶雄介君）** 議案第11号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

本案は、児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴う関係条文を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページを御覧ください。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めるものです。

別紙に戻っていただき、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第12号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

本案は、児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴う関係条文を整理するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページを御覧ください。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、第18条第2項を「家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診

断等の結果を把握しなければならない。児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断。利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断。乳幼児に対する健康診査。利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断」に改め、第24条第2項中「修了した保育士」の次に、「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加え、次のページ、第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項中「保育士」の次に「（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加えるものです。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

本案は、児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴う関係条文を整理するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページを御覧ください。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

第11条第3項第1項中「保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加え、第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第15号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

本案は、児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に伴う関係条文を整理するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページを御覧ください。

遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

第9条の見出しを「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、第16条第6号を「利用定員」に、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「その他の利用」に改め、第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、第20条第3項中、次のページとなりますが、「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加え、第22条第1項中「国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改め、第22条の次に「設備及び職員の基準の特例、第22条の2、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。」を加え、第26条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改めるものです。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行し、ただし書にて、第13条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）及び第22条の改正規定は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案4件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第11号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

以上で、議案4件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第11号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第14号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第14号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町農業委員会の委員の定数を変更するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料をご覧願います。

本則中「18人」を「14人」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として第1項は、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、この条例の施行の際、現に在任する委員の定数に係る経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩とします。

午前11時55分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第19 議案第16号から日程第21 議案第20号

○議長（杉本信一君） 日程第19 議案第16号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）、日程第20 議案第19号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）、日程第21 議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上、議案3件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第16号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8億7,149万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ234億6,272万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の廃止及び変更は、「第5表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

11款地方交付税につきましては、1項地方交付税に1億5,471万2,000円を追加し、総額を77億5,471万2,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,280万3,000円追加、2項国庫補助金を3,459万9,000円減額、3項委託金を401万4,000円減額し、総額を15億9,845万1,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金に622万6,000円を追加、2項道補助金を2,921万8,000円減額し、総額を9億1,649万5,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入に1,064万5,000円を追加し、総額を1億2,812万3,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,887万円を追加し、総額を3億7,120万円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を3億9,224万3,000円減額し、総額を25億597万7,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に9,108万7,000円を追加し、総額

を4億1,147万2,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に3億9,233万6,000円を追加し、総額を21億1,625万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債を10億9,810万円減額し、総額を42億70万円とするものです。

これにより、歳入合計243億3,421万8,000円から8億7,149万5,000円を減額し、総額を234億6,272万3,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に546万2,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に211万円を追加、4項選挙費を1,590万5,000円減額し、総額を91億1,502万4,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を2,099万9,000円減額、2項児童福祉費に2,037万7,000円を追加し、総額を32億4,254万6,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を186万5,000円減額、2項清掃費を8億1,855万5,000円減額し、総額を16億7,069万2,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費を118万9,000円減額、2項林業費を4,134万8,000円減額し、総額を4億9,024万2,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を2,398万7,000円減額し、総額を6億3,917万6,000円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に5万4,000円を追加、2項道路橋梁費を1億7,617万3,000円減額、3項河川費を958万円減額、4項都市計画費を74万8,000円減額、5項下水道費を201万5,000円減額、6項住宅費に5,317万2,000円を追加し、総額を18億8,067万9,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を8,949万2,000円減額し、総額を7億8,761万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に4万2,000円追加、2項小学校費を1億3,195万5,000円減額、3項中学校費を521万3,000円減額、5項社会教育費を998万8,000円減額、6項保健体育費を563万2,000円減額し、総額を21億3,478万1,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費に4億193万2,000円追加し、総額を33億6,308万1,000円とするものです。

これにより、歳出合計243億3,421万8,000円から8億7,149万5,000

0円を減額し、総額を歳入歳出同額の234億6,272万3,000円とするものです。

次に、第2表継続費補正について説明いたします。

3ページを御覧ください。

継続費の変更につきましては、2款総務費1項総務管理費、新庁舎外構工事の総額及び年割額を記載のとおり変更するものです。

次に、第3表繰越明許費補正について説明いたします。

4ページを御覧ください。

繰越明許費の追加につきましては、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業211万円、8款土木費2項道路橋梁費、橋梁長寿命化事業6,627万6,000円、6項住宅費、公営住宅長寿命化事業5,733万3,000円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

繰越明許費の変更につきましては、2款総務費1項総務管理費、物価高騰対応重点支援事業の金額を7,978万8,000円に変更するものです。

次に、第4表債務負担行為補正について説明いたします。

5ページを御覧ください。

債務負担行為の追加につきましては、北海道総合行政情報ネットワークシステム移設工事、限度額1,629万1,000円を追加するもので、期間は令和7年度から令和8年度までです。

債務負担行為の変更につきましては、新庁舎電話機購入事業の限度額を2,541万円に、新庁舎備品購入事業の限度額を1億6,790万4,000円に、それぞれ変更するものです。

次に、第5表地方債補正について説明いたします。

6ページを御覧ください。

地方債の廃止につきましては、高齢者福祉施設車両購入事業を廃止するものです。

7ページを御覧ください。

地方債の変更につきましては、難視聴共同受信施設整備事業からスポーツ公園照明施設改修事業までの限度額を、それぞれ記載のとおり変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

なお、事業の完了や執行見込み等による補正につきましては、事業名と金額のみの説明とさせていただきます。

15ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、総務一般経費193万2,000円の減額です。

《令和8年3月5日》

5目財産管理費につきましては、新庁舎整備事業1,592万8,000円の減額です。

6目企画費につきましては、企画一般経費259万円の減額です。

8目交通対策費につきましては、財源の振替です。

10目自治振興費につきましては、生活安全灯管理事業406万9,000円の減額です。

11目電算管理費につきましては、電算システム管理事業2,047万7,000円の減額です。

12目エネルギー対策費につきましては、エネルギー対策事業595万5,000円の減額です。

13目諸費につきましては、税外収入還付423万円の追加です。

14目基金運営費、基金運営事業5,218万3,000円につきましては、基金利子により財政調整基金積立金417万1,000円を追加。普通交付税の追加交付により、減債基金積立金2,871万円を追加。指定寄附金及び基金利子により、まちづくり振興基金積立金に1,541万9,000円を追加。企業版ふるさと納税及び基金利子により、まち・ひと・しごと創生基金積立金に151万9,000円を追加。基金利子により、地域振興基金積立金に223万1,000円、名寄線代替輸送確保基金積立金に2万6,000円、森林環境譲与税基金積立金に10万7,000円を、それぞれ追加するものです。

17ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業211万円につきましては、国外転出者が海外においてマイナンバーカードで旧氏を公証できるよう、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修に係る経費として、戸籍電算システム改修業務委託料99万円、住民基本台帳システム改修業務委託料112万円をそれぞれ追加し、予算を令和8年度に繰り越すものです。

19ページをお開き願います。

4項選挙費2目参議院議員選挙費につきましては、参議院議員選挙一般事務費401万4,000円の減額です。

3目町長及び町議会議員選挙費につきましては、町長及び町議会議員選挙一般事務費1,189万1,000円の減額です。

23ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、後期高齢者医療事業1,652万3,000円の減額です。

3目高齢者福祉費、介護保険事業所運営助成事業447万6,000円の減額は、丸瀬布社会福祉協会の車両購入に係る補助について、令和7年度中の購入が取りやめになったことから、補助金を減額するものです。

25ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業2,037万7,000円は、認定こども園に対する施設型給付の公定価格上昇に伴い、施設型給付費負担金の追加です。

27ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、地域医療対策事業3,000円の追加です。

5目診療所費につきましては、歯科診療所運営事業186万8,000円の減額です。

29ページをお開き願います。

2項清掃費2目塵芥処理費につきましては、ごみ収集事業912万円の減額。ごみ処理場管理事業につきましては、執行精査により管理業務委託料154万円の減額と、湧別町に建設中の一般廃棄物最終処分場建設工事の工期延長に伴う令和7年度に係る工事費の減額により、遠軽地区広域組合衛生負担金8億608万4,000円を減額し、令和8年度予算において工事費を調整するものです。

3目し尿処理費につきましては、し尿処理事業181万1,000円の減額です。

31ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費につきましては、営農飲雑用水整備事業118万9,000円の減額です。

33ページをお開き願います。

2項林業費1目林業振興費につきましては、町有林整備事業1,213万円の減額です。林業振興一般経費につきましては、補助申請事業者から事業実施を辞退する申出があったため、北海道林業・木材産業構造改革事業補助金2,921万8,000円の減額です。

35ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、企業振興促進助成事業につきましては、新たな助成対象の企業が増えたことにより、企業振興促進補助金151万3,000円の追加です。

3目観光費、地域イベント事業につきましては、えんがる屋台村雪提灯実行委員会から今年度のイベントを中止する申出があったため、えんがる屋台村雪提灯実行委員会補助金50万円の減額です。

4目観光施設費、旧ふるさと公園管理事業につきましては、株式会社ヤマハミュージッククラフト北海道の工場移転に伴う丸瀬布木芸館周辺水道管移設工事を予定していましたが、新工場の整備が令和8年度以降に延期されたことによる水道事業会計負担金2,500万円の減額です。

37ページをお開き願います。

《令和8年3月5日》

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費5万4,000円につきましては、土地貸付料収入及び基金利子により、土地開発基金繰出金の追加です。

39ページをお開き願います。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費につきましては、道路橋梁総務一般経費450万円の減額です。

2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業9,401万3,000円の減額につきましては、橋梁長寿命化工事のうち、下白滝南丸瀬布線つつじ橋長寿命化工事について、有利な財源を確保するため、令和8年度に予算を繰り越し、ほかの委託料及び工事については、執行精査により減額するものです。

3目道路橋梁新設改良費につきましては、道路新設改良事業7,766万円の減額です。なお、太田団地3条通ほか道路改良舗装工事については、下水道事業における交付金配分が減額となったため、令和7年度における工事を取りやめたものであります。

41ページをお開き願います。

3項河川費1目河川総務費につきましては、河川管理事業958万円の減額です。

43ページをお開き願います。

4項都市計画費1目都市計画総務費につきましては、都市計画総務一般経費74万8,000円の減額です。

45ページをお開き願います。

5項下水道費1目公共下水道費につきましては、下水道事業201万5,000円の減額です。

47ページをお開き願います。

6項住宅費2目住宅建設費、町営住宅建設事業5,317万2,000円の追加につきましては、契約額確定によりそれぞれ減額するとともに、若葉団地公営住宅長寿命化改修工事、西区第2団地公営住宅長寿命化改修工事、豊里団地公営住宅長寿命化改修工事の追加は、令和7年度に事業を前倒すことで有利な財源を確保するものであり、それぞれ令和8年度に予算を繰り越すものです。

49ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費1目消防費、消防事業8,949万2,000円の減額につきましては、執行見込みのほか、消防指令センターの更新工事に係る令和7年度分の出来高が確定したことなどにより、遠軽地区広域組合消防負担金を減額するものです。

51ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業4万2,000円につきましては、基金利子により奨学資金貸付基金繰出金の追加です。

53ページをお開き願います。

2項小学校費2目教育振興費につきましては、小学校備品購入事業900万8,000円の減額、要保護・準要保護児童援助事業462万4,000円の減額、小学校特別

支援教育就学奨励事業 39万2,000円の減額です。

3目学校建設費、小学校建設事業につきましては、遠軽小学校大規模改修工事の設計内容を精査したことにより、1億1,793万1,000円の減額です。

55ページをお開き願います。

3項中学校費 2目教育振興費につきましては、要保護・準要保護生徒援助事業 454万円の減額、中学校特別支援教育就学奨励事業 67万3,000円の減額です。

57ページをお開き願います。

5項社会教育費 1目社会教育総務費につきましては、芸術・文化振興事業 269万3,000円の減額です。

3目公民館費につきましては、公民館管理運営事業 729万5,000円の減額です。

59ページをお開き願います。

6項保健体育費 1目保健体育総務費につきましては、保健体育各種大会参加費助成事業は、交付決定見込みにより 29万8,000円の追加、保健体育一般経費は 363万2,000円の減額です。

2目体育施設費につきましては、球技場管理運営事業 113万8,000円の減額、テニスコート管理運営事業 11万円の減額、多目的広場等管理運営事業 105万円の減額です。

61ページをお開き願います。

12款公債費 1項公債費 1目元金につきましては、過去の町債の繰上償還を行うことにより、後年度における公債費負担の軽減を図るため、町債償還元金 4億391万円の追加です。

2目利子につきましては、公債費償還利子 200万円の減額です。

3目公債諸費につきましては、繰上償還に伴う事務手数料として 2万2,000円の追加です。

次に、歳入について説明いたします。

11ページをお開き願います。

11款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税につきましては、普通交付税 1億5,471万2,000円の追加です。

15款国庫支出金 1項国庫負担金 1目民生費国庫負担金につきましては、認定こども園に対する施設型給付の公定価格上昇に伴う施設型給付費負担金 1,280万3,000円の追加です。

2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金 746万1,000円の減額、戸籍電算システム及び住民基本台帳システムの改修に伴う補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 211万円の追加です。

4目農林水産業費国庫補助金につきましては、農地耕作条件改善事業補助金 65万

4,000円の減額です。

5目土木費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化補修事業補助金4,770万6,000円の減額、道路改良事業交付金120万4,000円の減額、集約都市形成支援事業費補助金277万2,000円の減額、地域住宅交付金につきましては、公営住宅の長寿命化改修工事等の契約額確定による減のほか、若葉団地公営住宅長寿命化改修工事、西区第2団地公営住宅長寿命化改修工事及び豊里団地公営住宅長寿命化改修工事について、令和7年度に事業の前倒しを行うことにより、1,298万4,000円の追加です。

6目教育費国庫補助金につきましては、遠軽小学校大規模改修工事におけるエアコン整備に係る学校施設環境改善交付金の交付決定により、1,134万9,000円の追加、公立学校情報機器整備費補助金124万5,000円の減額です。

3項委託金1目総務費委託金につきましては、参議院議員選挙費委託金401万4,000円の減額です。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金につきましては、認定こども園に対する施設型給付の公定価格上昇に伴う施設型給付費負担金622万6,000円の追加です。

2項道補助金4目農林水産業費道補助金につきましては、林業・木材産業構造改革事業補助金2,921万8,000円の減額です。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、基金利子1,064万5,000円の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金等に対し9件1,237万円の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金につきましては、企業版ふるさと納税として5件650万円の寄附を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、3億5,735万8,000円の減額です。

13ページをお開き願います。

2目減債基金繰入金につきましては、3,000万円の減額です。

3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、488万5,000円の減額です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度繰越金9,108万7,000円の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入につきましては、遠軽地区広域組合負担金462万6,000円の減額。北海道市町村備荒資金組合還付金は、後年度における公債費負担の軽減を図るため、公債費の繰上償還に係る費用として4億円の追加。中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業補助金は、湯の沢川発電所事業性評価調査業務委託料の契約額確定により、303万8,000円の減額です。

《令和8年3月5日》

22款町債1項町債につきましては、1目総務債1,330万円の減額、2目民生債440万円の減額、3目衛生債7億6,780万円の減額、4目農林水産業債60万円の減額、5目商工債2,890万円の減額、6目土木債8,370万円の減額、7目消防債6,280万円の減額、8目教育債1億3,660万円の減額です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 米谷建設課長。

○建設課長（米谷克美君） 続きまして、赤番5、令和7年度一般会計補正予算（第10号）に関する資料、工事関係説明資料について御説明いたします。

表紙をめくり、1ページを御覧ください。

白滝地域の橋梁長寿命化工事位置図でございます。

図面番号①の下白滝南丸瀬布線つじ橋は、湧別川に係る橋梁で、橋長40.6メートル、幅員7.2メートルのPC橋であります。架設年は1991年（平成3年）で、34年経過しております。

現況は、河川保護護岸の損傷、伸縮装置の漏水、防護柵の一部損傷などが著しいことから、橋梁保護護岸、伸縮装置、防護柵の補修を令和8年度に繰り越して実施するものです。

2ページを御覧ください。

遠軽地域の豊里団地公営住宅長寿命化改修工事位置図でございます。

図面番号①の豊里団地は、平成10年度に建設した築27年の木造2階建て2棟8戸で、外壁及び屋根の塗装、また、換気フードなどの老朽化が進んでいることから、外部改修工事を実施するものであります。

3ページを御覧ください。

丸瀬布地域の若葉団地公営住宅長寿命化改修工事位置図でございます。

図面番号①の若葉団地は、平成5年度に建設した築32年の木造平屋建て2棟4戸で、外壁及び屋根の塗装、また、換気フードなどの老朽化が進んでいることから、外部改修工事を実施するものであります。

4ページを御覧ください。

白滝地域の西区第2団地公営住宅長寿命化改修工事位置図でございます。

図面番号①の西区第2団地は、平成3年度に建設した築34年の木造平屋建て2棟4戸で、外壁及び屋根の塗装、また、換気フードなどの老朽化が進んでいることから、外部改修を実施するものであります。

公営住宅長寿命化改修工事につきましては、交付金の追加に伴い、令和8年度に予定しておりました工事を令和7年度に前倒しし、翌年度に繰り越して工事を実施するものであります。

《令和8年3月5日》

なお、追加します公営住宅長寿命化改修工事につきましては、遠軽町住生活基本計画及び遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき実施するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 議案第19号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第5号）について説明いたします。

第2条は、令和7年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第2項営業外費用に1,718万2,000円を追加し、総額7億119万6,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「2億735万6,000円」を「2億914万2,000円」に、「2億653万4,000円」を「2億914万2,000円」に改め、「、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82万2,000円」を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を2,610万円減額、第2項他会計出資金を2,500万円減額、第4項工事負担金を2,593万5,000円減額、総額1億4,374万9,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を7,524万9,000円減額し、総額3億5,289万1,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の表起債の限度額の欄中「8,860万円」を「6,250万円」に改めるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページは予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用2項営業外費用2目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税900万円は、消費税等確定申告時の仕入控除税額の減少により、消費税及び地方消費税を追加するものでございます。

3目雑支出2節その他雑支出818万2,000円は、特定収入である一般会計補助金の増加に伴う消費税及び地方消費税を費用として計上するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節水道事業債2,610万円の減額につきましては、水道事業債の執行精査によるものです。

2項他会計出資金1目他会計出資金1節一般会計出資金2,500万円の減額は、丸瀬布木芸館周辺水道管移設工事の未執行によるものでございます。

4項工事負担金1目工事負担金1節配水管負担金2,593万5,000円の減額は、

国道242号（生田原安国）水道管移設設計業務委託ほかの執行精査によるものでございます。

次に、8ページを御覧願います。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目配水管布設費17節委託料1,713万2,000円の減額は、国道242号（生田原安国）水道管移設設計業務委託ほかの執行精査によるものでございます。

23節工事請負費5,811万7,000円の減額は、水道管布設替工事、水道管移設工事及び水道管仮設工事ほかの執行精査によるものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

第2条は、令和7年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益1項営業収益を201万5,000円減額し、第2項営業外収益を725万3,000円減額、総額を10億3,040万1,000円とするものでございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を410万円減額、第2項営業外費用に100万円を追加し、総額を10億1,846万2,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「3億6,329万7,000円」を「3億5,396万2,000円」に、「1,570万4,000円」を「636万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債7,320万円を減額、第2項国庫補助金を4,957万9,000円減額、総額2億4,262万9,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1億3,211万4,000円減額し、総額5億9,659万1,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の表総額の欄中「3,200万円」を「2,941万2,000円」に、「1億1,400万円」を「7,373万6,000円」に改め、同表年割額の欄中「2,700万円」を、次のページを御覧願いまして、「1,201万2,000円」に変更、「500万円」を「1,740万円」に、「4,200万円」を「1,623万6,000円」に、「7,200万円」を「5,750万円」に改めるものです。

第5条は、予算第7条の表起債の限度額の欄中「1億8,860万円」を「1億1,310万円」に改めるものです。

第6条は、予算第11条中「1,570万4,000円」を「636万9,000円」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8

条の次に第9条として、見出しを「予定支出の各項の経費の金額の流用」とし、「予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合。」を加えるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページから4ページは、継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書、5ページは予定キャッシュ・フロー計算書、6ページから7ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金1節一般会計負担金201万5,000円の減額は、事業の執行精査による雨水処理負担金ほか一般会計繰入金の減額です。

2項営業外収益3目国庫補助金1節国庫補助金415万3,000円の減額は、事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

5目消費税及び地方消費税還付金1節消費税及び地方消費税還付金310万円の減額は、消費税等確定申告時の仕入控除税額の減少による消費税及び地方消費税還付金の減額です。

次に、9ページを御覧願います。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費17節委託料410万円の減額は、遠軽町内水浸水想定区域図作成業務委託ほか各種委託業務の執行精査による減額です。

2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税100万円は、消費税等確定申告時の仕入控除額の減少による消費税及び地方消費税の追加です。

次に、10ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債7,320万円の減額は、事業の執行精査によるものです。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金4,957万9,000円の減額についても、社会資本整備総合交付金事業の執行精査によるものです。

次に、11ページを御覧願います。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費23節工事請負費5,614万6,000円の減額は、公共下水道管渠工事業の執行精査によるものです。

27節補償金527万円の減額は、支障物件移設補償金のほか、事業の執行精査によるものです。

2目処理場整備費17節委託料415万2,000円の減額につきましては、遠軽下

水処理センター実施設計業務委託ほか、執行精査によるものでございます。

23節工事請負費4,375万2,000円の減額は、遠軽下水処理センター電気設備更新工事ほかの執行精査によるものです。

3目個別排水処理施設整備費19節賃借料の76万9,000円の減額は、機械借上料の執行精査によるものです。

23節工事請負費2,202万5,000円の減額は、個別排水処理施設の整備工事の事業執行精査によるものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第16号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、15ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、23ページから26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、27ページから30ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款農林水産業費、31ページから34ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、35ページ、36ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、37ページから48ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款消防費、49ページ、50ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、51ページから60ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 12款公債費、61ページ、62ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

11款地方交付税、11ページ、12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 15款国庫支出金、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 16款道支出金、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 17款財産収入、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 18款寄附金、11ページ、12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 19款繰入金、11ページから14ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 20款繰越金、13ページ、14ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 21款諸収入、13ページ、14ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 22款町債、13ページ、14ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2表継続費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第3表繰越明許費補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第4表債務負担行為補正、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第5表地方債補正、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第19号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 資本的収入及び支出、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)の質疑を行

います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 資本的収入及び支出、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第16号令和7年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和7年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第22 議案第17号

○議長(杉本信一君) 日程第22 議案第17号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第17号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本補正予算案につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億361万2,000円とするものです。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページ目をお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

6款繰越金につきましては、1項繰越金に72万9,000円を追加し、総額を245万円とするものです。

これにより、歳入合計21億288万3,000円に72万9,000円を追加し、総額を21億361万2,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2ページ目をお開き願います。

7款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に72万9,000円を追加し、総額を454万4,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億288万3,000円に72万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億361万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページ目をお開き願います。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目その他償還金22節償還金、利子及び割引料72万9,000円につきましては、令和6年度に交付を受けた交付金の額確定に伴う償還金を計上するものです。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページ目をお開き願います。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金72万9,000円につきましては、令和6年度に交付を受けた交付金の額確定による超過額の補正です。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

7款諸支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

6 款繰越金、6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 17 号令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 23 議案第 18 号

○議長(杉本信一君) 日程第 23 議案第 18 号令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡邊亮司君) 議案第 18 号令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について説明いたします。

令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,582 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 22 億 3,535 万 2,000 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明します。

次のページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正の 1、歳入から説明します。

4 款国庫支出金につきましては、2 項国庫補助金に 437 万 5,000 円を追加し、総額を 5 億 4,469 万 1,000 円とするものです。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金に 20 万 8,000 円を追加し、総額を 3 億 285 万 3,000 円とするものです。

7 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入に 16 万 4,000 円を追加し、総額を 48 万円とするものです。

8 款繰入金につきましては、2 項基金繰入金を 1,091 万 9,000 円減額し、総額を 3 億 4,033 万 7,000 円とするものです。

9 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 8,200 万 1,000 円を追加し、総額を 1 億 1,748 万 7,000 円とするものです。

これにより、歳入合計 21 億 5,952 万 3,000 円に 7,582 万 9,000 円を追加し、総額を 22 億 3,535 万 2,000 円とするものです。

《令和 8 年 3 月 5 日》

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開きください。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に7,550万円を追加し、2項高額介護サービス等費に400万円を追加し、4項特定入所者介護サービス等費を1,517万5,000円減額し、5項その他諸費に10万円を追加し、総額を20億907万円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費に685万円を追加し、4項その他諸費に1万5,000円を追加し、総額を1億4,345万4,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に453万9,000円を追加し、総額を485万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億5,952万3,000円に7,582万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の22億3,535万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から説明します。

8ページをお開きください。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費7,550万円につきましては、実績見込精査に伴う追加及び減額でありまして、居宅介護サービス等給付費に5,500万円を追加、地域密着型介護サービス等給付費を3,850万円減額、施設介護サービス等給付費に5,600万円、居宅介護等福祉用具購入費に100万円、居宅介護等住宅改修費に100万円、居宅介護サービス等計画給付費に100万円をそれぞれ追加するものです。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費400万円につきましては、実績見込精査に伴う高額介護サービス等費の追加です。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費1,517万5,000円の減額については、実績見込精査に伴う特定入所者介護サービス等費の減額です。

5項その他諸費1目審査支払手数料10万円につきましては、実績見込精査に伴う審査支払手数料の追加です。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目サービス事業費610万円につきましては、実績見込精査に伴う事業費の追加でありまして、配食サービス事業委託料10万円、介護予防サービス等事業費600万円をそれぞれ追加するものです。

2目介護予防マネジメント事業費75万円につきましては、実績見込精査に伴う介護予防ケアマネジメント事業費の追加です。

4項その他諸費1目審査支払手数料1万5,000円につきましては、実績見込精査

に伴う審査支払手数料の追加です。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金453万9,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加です。

次に、2、歳入について説明いたします。

戻りまして6ページをお開きください。

4款国庫支出金2項国庫補助金3目保険者機能強化推進交付金124万3,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。

4目介護保険保険者努力支援交付金313万2,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金20万8,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金16万4,000円につきましては、基金利子の追加です。

8款繰入金2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金1,091万9,000円の減額につきましては、繰越金充当によるものです。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金8,200万1,000円につきましては、令和6年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款地域支援事業費、16ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款基金積立金、20ページ、21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款道支出金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款財産収入、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款繰入金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《令和8年3月5日》

○議長（杉本信一君） 9款繰越金、6ページ、7ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第18号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

---

午後 2時13分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

---

#### ◎日程第24 議案第21号から日程第29 議案第26号

○議長（杉本信一君） 日程第24 議案第21号令和8年度遠軽町一般会計予算、日程第25 議案第22号令和8年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第26 議案第23号令和8年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27 議案第24号令和8年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第28 議案第25号令和8年度遠軽町水道事業会計予算、日程第29 議案第26号令和8年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第21号令和8年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

令和8年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億4,800万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

継続費は、「第2表継続費」により説明いたします。

債務負担行為は、「第3表債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第4表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の1、歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税9億6,628万6,000円、2項固定資産税8億2,208万5,000円、3項軽自動車税5,744万円、4項たばこ税1億4,529万9,000円、5項入湯税239万6,000円、6項都市計画税9,435万8,000円を合わせ、総額を20億8,786万4,000円とするものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税3,500万円、2項自動車重量譲与税1億4,000万円、3項森林環境譲与税8,200万円を合わせ、総額を2億5,700万円とするものです。

3款利子割交付金につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

4款配当割交付金につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、1,600万円とするものです。1項同額です。

6款法人事業税交付金につきましては、4,500万円とするものです。1項同額です。

7款地方消費税交付金につきましては、6億円とするものです。1項同額です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、410万円とするものです。1項同額です。

9款地方特例交付金につきましては、1,550万円とするものです。1項同額です。

10款地方交付税につきましては、78億5,000万円とするものです。1項同額です。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、160万円とするものです。1項同額です。

12款分担金及び負担金につきましては、6,492万7,000円とするものです。1項同額です。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億5,255万3,000円、2項手数料4,148万2,000円を合わせ、総額を3億9,403万5,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金7億7,221万5,000円、2ページを御覧ください、2項国庫補助金3億7,106万8,000円、3項委託金433万9,000円を合わせ、総額を11億4,762万2,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金4億7,136万7,000円、2項道補助金2億5,593万6,000円、3項委託金4,101万1,000円を合わせ、総額を7億6,831万4,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入8,478万6,000円、2項財

産売払収入1,955万2,000円を合わせ、総額を1億433万8,000円とする  
ものです。

17款寄附金につきましては、4億3,080万2,000円とするものです。1項同  
額です。

18款繰入金につきましては、19億9,459万1,000円とするものです。1項  
同額です。

19款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

20款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2  
項町預金利子30万円、3項貸付金元利収入986万4,000円、4項受託事業収入  
1,358万円、5項雑入2億6,216万1,000円を合わせ、総額を2億8,650  
万7,000円とするものです。

21款町債につきましては、30億5,980万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を193億4,800万円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

3ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、8,074万9,000円とするものです。1項同額で  
す。

2款総務費につきましては、1項総務管理費38億6,326万3,000円、2項徴  
税費3,441万8,000円、3項戸籍住民基本台帳費4,021万1,000円、4項  
選挙費718万6,000円、5項統計調査費136万4,000円、6項監査委員費1  
87万3,000円を合わせ、総額を39億4,831万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費23億1,043万5,000円、2項児  
童福祉費10億1,279万5,000円を合わせ、総額を33億2,328万円とする  
ものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費7億5,119万2,000円、2項清掃  
費14億8,182万7,000円を合わせ、総額を22億3,301万9,000円とす  
るものです。

5款労働費につきましては、2,497万1,000円とするものです。1項同額で  
す。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費1億6,408万8,000円、2項林  
業費2億9,307万8,000円を合わせ、総額を4億5,716万6,000円とする  
ものです。

7款商工費につきましては、10億4,470万6,000円とするものです。1項同  
額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費670万5,000円、2項道路橋梁費  
11億9,698万3,000円、3項河川費1,223万7,000円、4項都市計画費

6,228万5,000円、5項下水道費4億7,078万4,000円、6項住宅費1億8,339万4,000円を合わせ、総額を19億3,238万8,000円とするものです。

9款消防費につきましては、8億9,132万9,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費2億637万2,000円、2項小学校費6億1,835万1,000円、3項中学校費1億8,560万3,000円、4項学校給食費2億5,433万1,000円、5項社会教育費3億3,691万2,000円、4ページを御覧ください、6項保健体育費7億4,989万1,000円を合わせ、総額を23億5,146万円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、30億4,061万7,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を193億4,800万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表継続費について説明いたします。

5ページを御覧ください。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、旧庁舎解体工事、総額を2億8,380万円、年割額を令和8年度9,794万1,000円、令和9年度1億8,585万9,000円、7款商工費1項商工費、生田原コミュニティセンター大規模改修事業、総額を21億3,664万円、年割額を令和8年度3億2,050万円、令和9年度9億6,150万円、令和10年度8億5,464万円とするものです。

次に、第3表債務負担行為について説明いたします。

6ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事について、期間を令和8年度から令和9年度まで、限度額を672万1,000円、令和8年度新規就農者農地賃借料助成金について、期間を令和8年度から令和12年度まで、限度額を160万円とするものです。

次に、第4表地方債について説明いたします。

7ページを御覧ください。

地方債につきましては、管理システム整備事業から、過疎地域持続的発展特別事業まで、限度額の総額を30億5,980万円とし、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番9、工事関係説明資料により、担当から説明いたします。

その他の事業につきましては、赤番8、予算概要説明書を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） それでは、資料の赤番9、工事関係説明資料の1ページを御覧願います。

新庁舎整備事業の位置図であります。

①が新庁舎外構工事、②が旧庁舎解体工事、③が新庁舎前緑地整備工事であります。

次に、2ページの平面図をご覧願います。

①の新庁舎外構工事は、令和7年度からの継続事業となっております。

②の旧庁舎解体工事は、令和8年度及び令和9年度の継続費として2か年で実施するものであります。

次に、3ページに進みまして、③の新庁舎前緑地整備工事は、新庁舎の建設位置にあった前庭に代わる緑地として整備するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 続きまして、小事業名、生活安全灯管理事業につきまして御説明いたします。

4ページ目をお開き願います。

西町1丁目から西町2丁目、野上通の生活安全灯30基をナトリウム灯からLED灯に支柱とも改修するものです。

続きまして、丸瀬布地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

5ページをお開き願います。

丸瀬布新町の生活安全灯16基を水銀灯からLED灯に改修するものです。

続きまして、白滝地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

6ページをお開き願います。

上支湧別の生活安全灯22基を水銀灯からLED灯に改修し、7基を廃止するものです。

以上で、遠軽地域、丸瀬布地域及び白滝地域生活安全灯改修工事の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 長原白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（長原裕一君） 続きまして、小事業名、白滝高齢者総合生活福祉センター管理事業、通称ほのぼの大規模改修工事につきまして御説明いたします。

7ページをお開き願います。

施設の位置を示す位置図であります。

次に、8ページをお開き願います。

工事の主な内容につきましては、①が浴室であります。浴室内部の天井の張替え、

換気設備の改修、窓やドア、下壁の修繕を行います。

次に、②は事務室及び援助員室であります。ナースコールの親機2台、電話主装置1台、あと各部屋のコールボタンなどを更新するものであります。

③はエアコンの取付けであります。デイルーム、事務室、集会所など、館内の4か所に新設いたします。

次に、④、⑤、⑥いずれも機械室の中であり。④が浴槽のろ過機の更新、⑤が外調機送風機の修繕、⑥が施設内の給水や温泉水を施設内へ送水する装置ユニットの更新となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（大川寿雄君） 続きまして、9ページを御覧願います。

小事業名、歯科診療所運営事業でございます。

丸瀬布歯科診療所建設工事の位置図となっております。

施設の老朽化に伴い、丸瀬布歯科診療所を移転、新築するもので、令和7年度において、移転先である旧新町定住6号団地21棟の解体工事と、丸瀬布歯科診療所建設工事に向けた実施設計を行ったところでございます。

令和8年度におきましては、施設の建設工事を実施いたします。この地図では、四角い枠の場所になります。施設は木造平屋建て、延べ床面積121.10平方メートルであります。

10ページが平面図、11ページが各方位からの立面図となっておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

続きまして、小事業名、小規模治山事業。

平和山公園小規模治山工事に係る位置図でございます。

12ページをお開き願います。

当該箇所は町道東町山手線に面したのり面であり、山腹からの落石等防止のため、山腹ののり面改修を実施するもので、令和7年度に引き続き工事を実施するものです。

令和8年度につきましては、延長61.5メートル、面積370.5平方メートルの施工となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大泉生田原総合支所参事。

○生田原支所参事（大泉勝義君） それでは、13ページをお開きください。

小事業名、ノースキング管理事業でございます。

13ページにおきましては、位置図になります。

次のページの14ページをお開きください。

平面図になります。

令和8年度の工事につきましては、レストラン、厨房、休憩スペースの改修を行う予定となっております。

令和8年度以降の実施工事につきましては、令和9年度、令和10年度の記載の内容のとおりになっておりますので、御参照ください。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 大川丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（大川寿雄君） 続きまして、15ページをお開き願います。

小事業名、旧ふるさと公園管理事業。

丸瀬布活性化施設改修工事に係る位置図でございます。

以前、食堂として使用しておりました丸瀬布活性化施設2階部分を、株式会社ヤマハミュージッククラフト北海道の事務所として貸し出すための改修工事となります。

16ページを御覧願います。

主な工事といたしましては、屋根の防水、建具の改修、照明器具の改修などとなっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 米谷建設課長。

○建設課長（米谷克美君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

遠軽地域の橋梁長寿命化工事位置図でございます。

図面番号①の美山原野道路第2号橋長寿命化工事は、普通河川、朝日の沢川に架かる橋梁で、橋長3.2メートル、幅員6.0メートルのボックスカルバート橋であります。設置年は1974年（昭和49年）で、51年経過しております。現況は、ボックスカルバートの一部にコンクリートの剥離が進み、鉄筋が露出していることから、断面修復を実施するものです。

図面番号②の栄野若松間道路第2号橋長寿命化工事は、普通河川、カクレ沢川に架かる橋梁で、橋長6.7メートル、幅員4.2メートルの鋼橋であります。架設年は1968年（昭和43年）で、57年経過しております。現況は、橋台の断面欠損、鋼床版の腐食、防護柵の損傷などが著しいことから、橋台の断面修復、鋼床版等の補修を実施するものです。

18ページを御覧ください。

白滝地域の橋梁長寿命化工事位置図でございます。

図面番号①の下白滝南丸瀬布線つつじ橋長寿命化工事は、一級河川湧別川に架かる橋梁で、橋長40.6メートル、幅員7.2メートルのPC橋であります。架設年は1991年（平成3年）で、34年経過しております。現況は、橋梁保護護岸の損傷、伸縮装

置の漏水、防護柵の一部損傷などが著しいことから、橋梁保護護岸、伸縮装置、防護柵の補修を行うものです。

19ページを御覧ください。

図面番号①の天狗平牧野線天狗平跨道橋長寿命化工事は、一般国道450号旭川・紋別自動車道に架かる橋梁で、橋長45.8メートル、幅員6.0メートルのPC橋であります。架設年は2001年（平成13年）で、24年経過しております。現況は、地覆など上部のコンクリート部に剥落などの損傷を確認したことから、第三者被害を防止するために実施するものであります。

なお、17ページから19ページ、道路橋梁維持事業の橋梁長寿命化工事につきましては、遠軽町橋梁長寿命化計画に基づき実施するものであります。

20ページを御覧ください。

遠軽地域の道路新設改良事業位置図でございます。

図面番号①の南ヶ丘3条通は、未改良道路で、凍上による路面の損傷や水たまりなどが著しく、補修では対応できないことから、延長117.72メートル、幅員5.5メートルの改良舗装工事を実施するものです。

図面番号②の市街地36号線通は、新庁舎関連事業で、新庁舎への出入口及び消防自動車の出入口等の整備を行い、新庁舎周辺の歩行者等の安全を確保するため、道路延長105.1メートル、幅員3.75メートルの歩道整備工事を実施するものです。

図面番号③の太田団地3条通ほかは、未改良道路で、凍上による路面の損傷や水たまりなどが著しく、補修では対応できないことから、延長128.7メートル、幅員5.5メートルの道路舗装工事を実施するものです。

21ページを御覧ください。

丸瀬布地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①水谷環状線は、未改良道路で、凍上による路面の損傷や水たまりなどが著しく、補修では対応できないことから、延長96メートル、幅員8.0メートルの改良舗装工事を実施するものです。

22ページを御覧ください。

生田原地域の町営住宅建設工事位置図でございます。

図面番号①の共進団地は、木造平屋建て1棟2戸の公営住宅建設と併せて、合併浄化槽及び外構整備工事を実施するものです。

23ページが配置図、24ページが平面図、25ページが立面図になっています。

22ページに戻りまして、生田原地域。図面番号②の栄行団地は、昭和48年度建設、築52年の簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を、老朽化が著しいことから、建て替えに伴い解体工事を実施するものです。

26ページを御覧ください。

図面番号①の北区団地は、昭和47年度建設、築53年の簡易耐火構造平屋建て2棟

8戸を、老朽化が著しいことから、建て替えに伴い解体工事を実施するものです。

27ページを御覧ください。

丸瀬布地域。

図面番号①の元町団地は、昭和52年度建設、築48年の簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を、老朽化が著しいことから、解体工事を実施するものです。

28ページを御覧ください。

白滝地域。

図面番号①の西区団地は、昭和60年度建設、築40年の木造平屋建て1棟2戸を、老朽化が著しいことから、解体工事を実施するものです。

なお、22ページから28ページ、町営住宅建設・解体・改修工事につきましては、遠軽町住生活基本計画及び遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき実施するものであります。

以上で、建設課所管の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 続きまして、29ページを御覧願います。

小学校建設事業の遠軽小学校大規模改修工事に係る位置図となっております。

次のページ、30ページを御覧願います。

本工事につきましては、令和7年度と8年度の2か年の工事でありまして、令和8年度につきましては、建築主体として校舎棟は建具改修、内部改修、外構工事、屋体棟は屋上防水改修、外壁改修を計画しております。

機械設備としては、校舎棟は暖房機更新、給湯設備・給水設備・給湯設備更新、衛生器具設備更新を計画しております。

電気設備としては、校舎棟は衛生用配管配線設備新設、電話設備更新、外灯設備更新・新設、屋体棟は弱電設備更新・撤去を計画しております。

また、給食室に設置しておりますエアコン6台の更新を計画しております。

次のページ、31ページの平面図②は2階部分となっております、次のページの32ページの平面図③は3階部分となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 中南社会教育課長。

○社会教育課長（中南秀隆君） 続きまして、33ページを御覧願います。

球技場管理運営事業のえんがる球場大規模改修工事に関わる位置図となっております。

次のページ、34ページを御覧願います。

本工事につきましては、平成8年建設から30年以上が経過しているえんがる球場全体における老朽化の改善と、さらなる利便性の向上を図るため、令和8年度と令和9年度の2か年において大規模改修工事を実施するものであります。

《令和8年3月5日》

令和8年度につきましては、内野、ファールライン、セーフティーゾーン各箇所の土壌改修を行うグラウンド舗装、スコアボードの表示板LED化改修及び関連する操作システム機器等の更新、ナイター設備6か所の照明機器LED化改修、内野メインスタンドバックネット改修を計画しているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第22号令和8年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

赤番6、令和8年度遠軽町一般会計予算書、遠軽町特別会計予算書の令和8年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、中表紙の次ページをお開き願います。

第1条は、令和8年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,002万2,000円と定めるもので、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算」によるものとします。

第2項は、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

歳入歳出予算の各款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、2億9,990万8,000円とするものです。

1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、9万3,000円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、148万8,000円とするものです。1項同額です。

4款道支出金につきましては、13億8,837万1,000円とするものです。1項同額です。

5款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款繰入金につきましては、2億7,984万9,000円とするものです。1項同額です。

7款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

8款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料、30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円を合わせ、31万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計を19億7,002万2,000円とするものです。

《令和8年3月5日》

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費3,437万8,000円、2項徴税費624万7,000円、3項運営協議会費26万7,000円、4項特別対策事業費1,660万2,000円を合わせ、5,749万4,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、13億5,891万円とするものです。1項同額です。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分3億7,546万円、2項後期高齢者支援金等分1億302万6,000円、3項介護納付金等分3,724万4,000円、4項子ども・子育て支援納付金分1,106万9,000円を合わせ、5億2,679万9,000円とするものです。

4款財政安定化基金拠出金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款保健事業費につきましては、1項保健事業費290万6,000円、2項特定健康診査等事業費2,171万7,000円を合わせ、2,462万3,000円とするものです。

6款公債費につきましては、2万5,000円とするものです。1項同額です。

7款諸支出金につきましては、207万円とするものです。1項同額です。

8款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を19億7,002万2,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の概要につきましては、赤番8、令和8年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書295ページを御参照願います。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号令和8年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

赤番6、令和8年度遠軽町一般会計予算書、遠軽町特別会計予算書の令和8年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、中表紙の次ページをお開き願います。

第1条は、令和8年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,342万9,000円と定めるもので、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算」によるものとします。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

《令和8年3月5日》

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、3 億 4,172 万 8,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 万 3,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、1 億 3,168 万円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料 2,000 円、2 項償還金及び還付加算金 2,000 円、3 項雑入 2,000 円を合わせ、6,000 円とするものです。

これにより、歳入合計を 4 億 7,342 万 9,000 円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2 ページ目をお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 264 万円、2 項徴収費 63 万 6,000 円を合わせ、327 万 6,000 円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、4 億 6,972 万 8,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款諸支出金につきましては、32 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これにより、歳出合計を 4 億 7,342 万 9,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の概要につきましては、赤番 8、令和 8 年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書 298 ページを御参照願います。

以上で、議案第 23 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 議案第 24 号令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算について説明します。

令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 22 億 3,863 万 9,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」により御説明します。

一時借入金につきましては、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするもの

です。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億7,176万9,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、916万1,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、482万4,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億6,246万8,000円、2項国庫補助金2億1,387万1,000円を合わせ、総額を5億7,633万9,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億6,654万4,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金3億83万1,000円、2項道補助金1,768万9,000円を合わせ、総額を3億1,852万円とするものです。

7款財産収入につきましては、64万7,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金3億6,193万7,000円、2項基金繰入金2,889万3,000円を合わせ、総額を3億9,083万円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これにより、歳入合計を22億3,863万9,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明します。

次のページをお開きください。

1款総務費につきましては、1項総務管理費2,109万5,000円、2項徴収費173万1,000円、3項介護認定諸費2,647万5,000円を合わせ、総額を4,930万1,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費19億1,978万3,000円、2項高額介護サービス等費5,509万円、3項高額医療合算介護サービス等費680万円、4項特定入所者介護サービス等費5,762万4,000円、5項その他諸費163万円を合わせ、総額を20億4,092万7,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費6,824万円、2項一般介護予防事業費1,071万円、3項包括的支援・任意事業費6,785万1,000円、4項その他諸費24万円を合わせ、総額を1億4,704万1,0

00円とするものです。

4款基金積立金につきましては、64万7,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、1万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、61万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を22億3,863万9,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番8、令和8年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書299ページを御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 続きまして、議案第25号令和8年度遠軽町水道事業会計予算について説明いたします。

赤番7番、令和8年度遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

令和8年度遠軽町水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を8,768戸、年間給水量を159万1,992立方メートル、1日平均給水量を4,362立方メートル、主要な建設改良事業を、配水管等整備事業及び清川浄水設備整備事業とするものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益4億2,566万9,000円、第2項営業外収益2億1,971万3,000円を合わせて、総額を6億4,538万2,000円とするものです。

なお、8年度の営業収益につきましては、水道基本料金3か月分の免除を予定しているため、その分減額し、その減額分につきましては物価高騰対応重点支援事業による繰入金にて営業外収益を増額しております。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用6億4,868万8,000円、第2項営業外費用2,468万5,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額6億7,537万3,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債2億4,710万円、第2項国庫補助金666万6,000円、第3項他会計補助金5,734万6,000円、第4項工事負担金4,480万円、第5項分担金10万円を合わせ、総額3億5,601万2,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費3億7,015万8,000円、第2項企業債償還金1億6,806万円を合わせ、総額5億3,821万8,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,220万6,000円につき

ましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

次のページをお開き願います。

第5条、企業債につきましては、水道整備事業の限度額を2億4,710万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第6条、一時借入金につきましては、3億円を限度額と定めるものです。

第7条から第9条までの議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金、たな卸資産の購入限度額に関して、それぞれ記載のとおり定めるものとさせていただきます。

次に、主な事業について説明いたします。

赤番9番、令和8年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の35ページをお開き願います。

水道事業、遠軽地域の位置図です。

番号1番から4番は、清川浄水場機器更新工事です。

番号1番、清川浄水場中央監視装置更新工事です。

拡大図が36ページにございます。

中央監視装置が稼働してから27年が経過し、表示部の機能停止、操作キーボードの作動不良等の故障が頻発しております。予備部品、ストック中古部品を使用し、部分的な修繕により稼働していますが、システムが停止すると水処理工程等に影響が出るおそれがあるため、既存の入出力装置の一部を改造し、オペレーターズコンソール部を更新するものとさせていただきます。

2番、清川浄水場フロキュレーター減速機更新工事です。

同じく拡大図が36ページにございます。

原水に含まれる浮遊物を沈みやすい大きな塊にするためのフロック形成池攪拌機、通称フロキュレーター6台のうち、前回更新から10年が経過し、異音等が発生している2台の減速機部を更新するものです。

3番、清川浄水場残留塩素計更新工事です。

同じく拡大図が36ページにございます。

設置から29年が経過し、交換部品の供給終了に伴い、予備部品だけでの保守が困難となってきたため、残留塩素計を更新するものとさせていただきます。

4番、清川浄水場太陽の丘送水ポンプ設置工事です。

拡大図が37ページにございます。

設置より53年経過し、既設の太陽の丘3号送水ポンプを令和6年度に購入した予備ポンプと交換する工事を実施します。同じ仕様のポンプですが、規格等の変更の理由により配管等の改造も併せて実施することを予定しております。

35ページにお戻りください。

5番、国道242号（豊里）水道管布設替工事は、後に説明いたします公共下水道工

事に併せて水道管の布設替えを行うものです。既設管につきましては、昭和58年に布設された管径150ミリメートルの硬質塩化ビニール管を、耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えするもので、施工延長は豊里のENEOSスタンド前から、たかはしセレモニーに入る43号交差点までの182メートルでございます。

番号6番、南ヶ丘3条通水道管布設替工事。令和6年度、令和7年度に引き続き、道路改良に併せての水道管布設替工事を行うものです。平成8年に布設された管径75ミリメートルの硬質塩化ビニール管を、同じく耐震性に富む高密度ポリエチレン管に布設替えするもので、施工延長は南町3丁目11号通の交差点から南町3丁目中通の交差点までの138メートルでございます。

番号7番、病院通水道管布設替工事は、昨年12月、病院通の既設水道管から漏水が発生し、急遽修繕工事を実施しましたが、内容につきましては応急的なものにとどまりました。本工事は、漏水の原因となっている交差点部の鉄管を撤去し、高密度ポリエチレン管、管径100ミリメートルを10メートル、管径75ミリメートルを15メートル布設替えし、併せて老朽化が激しい仕切弁も交換するものです。

番号8番、道道遠軽芭露線水道管移設工事は、北海道開発局の高規格道路事業に伴い、支障となる配水管を移設する工事で、令和9年度にでんき保安協会付近に高規格道路の橋脚が建設されることに伴い、現状の水道管である管径150ミリメートルの鋳鉄管が支障となることから、令和8年度中に支障とならない位置に仮移設を行うものです。令和9年度の橋脚工事完了後、令和10年度に元の位置に再度設置する予定でございます。使用資材は高密度ポリエチレン管、管径150ミリメートル、施工延長は30メートルを予定しております。

9番、太田団地水道管布設替工事は、令和8年度より実施する道路改良工事及び下水道工事に併せ、水道管の布設替えを行うもので、昭和59年に布設された管径50ミリメートルの硬質塩化ビニール管を高密度ポリエチレン管に布設替えするもので、施工区間は太田団地2条通と太田団地3条通の交差点より国道側に向かい75メートルを予定しております。

次に、38ページをお開き願います。

生田原地域の位置図です。

番号1番、生田原浄水場通信回線無線化工事でございます。

拡大図が40ページでございます。

生田原浄水場から生田原配水場の間で使用しているNTT専用回線が令和11年にサービスが終了となることから、浄水場側、配水場側に無線アンテナを設置し、専用回線を廃止し、デジタル無線通信に変更する工事でございます。

同じく位置図、39ページをお開き願います。

同じく生田原地域ですが、こちらは安国市街地周辺となります。

番号2番も安国浄水場通信回線無線化工事でございます。

《令和8年3月5日》

こちらも拡大図が41ページにあります。

内容は、先ほどの工事と同内容となります。安国浄水場から安国配水場の間で使用しているNTT専用通信回線を廃止し、デジタル無線通信に変更する工事でございます。

位置図39ページにお戻り願います。

番号3番、生田原水穂水道管移設工事です。

北海道開発局が実施する高規格道路、遠軽北見道路の施工に伴う補償工事でございます。開発局が本年度に大和生野線にボックスカルバートを設置したことに伴い、既設水道管を支障とならない場所に仮移設したところでございますが、令和8年度に開発局がボックス内の埋戻し工事をするのに併せて、水道管を元の位置に再設置するものでございます。管種は高密度ポリエチレン管、管径100ミリメートル、延長は95メートルを予定しております。

番号4番、生田原安国水道管移設工事でございます。同じく北海道開発局が実施する高規格道路、遠軽北見道路の施工に伴う補償工事でございます。開発局が本年度、安国学園線にボックスカルバートを設置したことに伴い、既設の水道管を支障とならない場所に仮移設したところでございますが、8年度に開発局がボックスカルバートの設置工事を実施するのに併せて、水道管を元の位置に再設置するものでございます。管種はポリエチレン2層管、管径50ミリメートル、施工延長は94メートルを予定しております。

次に、位置図42ページ、丸瀬布地域を御覧ください。

番号1番、水谷環状線水道管布設替工事です。本年度に引き続き、道路改良工事と併せて水道管を布設替えするものです。既設管は昭和58年度に設置された硬質塩化ビニール管で、民地に埋設されているため、道路敷地内に布設替えを行います。管種は高密度ポリエチレン管、管径50ミリメートルで、施工延長は100メートルを予定しております。

なお、予算の詳細につきましては、赤番8番、令和8年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書301ページと302ページを御参照願います。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号令和8年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

同じく赤番7番、令和8年度遠軽町企業会計予算書の25ページをお開き願います。

令和8年度遠軽町下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、排水戸数を6,983戸、年間有収水量を129万2,188立方メートル、1日平均有収水量を3,540立方メートル、主要な建設改良事業を公共下水道管渠整備事業、処理場整備事業及び個別排水処理施設整備事業とするものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款下水道収益は、第1項営業収益3億4,239万4,000円、第2項営業外収益6億8,247万6,0

00円を合わせて、総額10億2,487万円とするものです。

なお、下水道事業につきましても、水道事業と同じく、令和8年度の営業収益につきましては、下水道基本料金3か月分の免除を予定しているため、その分を減額し、その月の減額分につきましては、物価高騰対応重点支援事業による繰入金にて営業外収益を増額しております。

支出につきまして、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用9億6,633万1,000円、第2項営業外費用4,880万円、第3項予備費200万円を合わせて、総額10億1,713万1,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきまして、第1款資本的収入は、第1項企業債5億4,500万円、第2項国庫補助金3億9,432万円、第3項他会計補助金4,175万5,000円、第4項分担金及び負担金252万3,000円を合わせて、総額9億8,359万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費8億5,720万5,000円、第2項企業債償還金3億7,182万6,000円を合わせ、総額12億2,903万1,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,543万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金から補填するものでございます。

26ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為につきましては、令和8年度融資分の水洗化等工事資金利子補給及び個別排水処理施設水洗化等工事資金利子補給の期間を令和8年度から令和13年度までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

第6条、企業債につきましては、下水道整備事業の限度額を4億5,460万円、資本費平準化債の限度額を9,040万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、4億円を限度額と定めるものです。

27ページを御覧ください。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、他会計からの補助金に関しては、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、主な事業について説明いたします。

赤番9番、令和8年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の43ページをお開き願います。

下水道事業の位置図です。

1番、豊里若松間道路公共下水道工事は、住民からの要望があり、国道242号から43号交差点、湧別川方向に向かって亀岡宅地先までがまず一区画、もう一区画が逆側の生田原方面のたかはしセレモニー手前までの区間でございます。未普及解消を進める

管渠整備で、汚水管の管径は150ミリメートル、延長は130メートルを予定しております。

番号2番、国道242号（豊里）公共下水道工事につきましては、令和6年度より豊里のコープさっぽろの倉庫前より継続的に下水道管の整備を実施しております。来年度につきましては、豊里のENEOSスタンド前からたかはしセレモニーに入る43号交差点までを、汚水管管径150ミリメートル、延長200メートルの実施を予定しております。

番号3番、太田団地3条通ほか公共下水道工事は、過年度からの継続工事で、来年度については道路改良工事と併せて実施し、浸水対策を進める工事でございます。概要としましては、管径1,200ミリメートルの雨水管を40メートル、1,100ミリメートルの雨水管を50メートル、合計90メートルの布設を予定しております。最終的には道道遠軽雄武線を横断した先の低みとなっている住宅地の浸水被害を解消することを目的としております。

番号4番、遠軽下水処理センターし尿受入施設建設工事です。

拡大図が44ページでございます。

現在、遠軽地区広域組合により運用されている衛生センター南兵村処理場を廃止し、遠軽町、湧別町、佐呂間町のし尿及び浄化槽汚泥等を遠軽下水処理センターに投入するための施設を造成する工事です。

今年度行っている実施設計に基づき、令和8年度より建設工事に着手いたします。来年度につきましては、建物の基礎、汚水貯留水槽等を含む土木工事を行います。以後、令和9年度から10年度につきましては、この令和8年度に構築した構造物をベースに、建築、機械、電気設備を造成し、令和11年度より運用開始する予定でございます。

43ページにお戻り願います。

番号5番、遠軽下水処理センター電気設備更新工事です。

拡大図が45ページでございます。

次亜塩注入ポンプの更新に伴う電気設備及び直流電源盤、計装設備の更新で、令和7年度より継続費にて実施しております。直流電源盤及び計装設備の一部が本年度工場にて完成予定でございます。

43ページにお戻り願います。

番号6番、遠軽下水処理センター消毒設備更新工事です。

拡大図が46ページでございます。

下水処理場の放流水に次亜塩を注入するポンプの更新で、令和7年度より継続費にて実施しており、ポンプ本体2基が本年度工場にて完成予定でございます。

なお、予算の詳細につきましては、赤番8番、令和8年度遠軽町予算に関する資料、予算概要説明書303ページと304ページを御参照願います。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

令和8年度各会計予算6件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時21分 休憩

---

午後 3時44分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に秋元議員、副委員長に6番佐藤議員が選出されましたので、ここに御報告いたします。

---

#### ◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 3時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	杉本 信一
署 名	議 員	遠藤 明美
署 名	議 員	山谷 敬二